

障がい児通所支援事業所における
合理的配慮（障がい者差別解消法）

はぐくみ

内容

合理的配慮とは	3
障害者差別解消法とは	3
「合理的配慮」対応マニュアル	4
1. 合理的配慮の基本方針	4
2. 環境の整備（物理的配慮）	4
(1) 施設・設備の工夫	4
(2) 学習・活動環境の調整	4
3. 支援方法の工夫（人的・ルールの配慮）	4
(1) コミュニケーションの配慮	4
(2) 行動・感情のサポート	4
(3) 活動への参加方法の工夫	4
4. 配慮が必要な具体的な場面	5
(1) 送迎時の配慮	5
(2) 食事・おやつ配慮	5
(3) トイレ・着替えの配慮	5
(4) 遊び・自由時間の配慮	5
5. 緊急時の対応	5
(1) 体調不良・ケガの対応	5
(2) パニック・かんしゃく時の対応	5
6. 保護者・関係者との連携	5
7. 職員研修と継続的な改善	6

合理的配慮とは

障害のある人が社会生活において他の人と平等に活動できるよう、周囲が環境を調整したり、適切な支援を行ったりすることを指します。これは、日本の**「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」**に基づく重要な考え方です。

障害者差別解消法とは

障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ合理的配慮をするものとしています。

ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。）、そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象となります。

「合理的配慮」対応マニュアル

このマニュアルは、一人ひとりに適切な支援を提供するための「合理的配慮」の具体的な対応方法をまとめたものです。

1. 合理的配慮の基本方針

- すべての児童が安心して活動できる環境を提供する
- 児童の特性やニーズに応じた柔軟な対応を行う
- 児童・保護者の意向を尊重し、支援内容を調整する
- 物理的環境・人的支援・ルールの調整を行い、児童の自立を促す

2. 環境の整備（物理的配慮）

(1) 施設・設備の工夫

- **バリアフリー化**（段差解消、スロープ設置、手すりの設置）
- **視覚的サポート**（ピクトグラム、分かりやすいサイン表示）
- **静かなスペースの確保**（感覚過敏の児童向けにクールダウンスペースを用意）
- **安全対策**（転倒防止マット、角の保護、危険物の管理）

(2) 学習・活動環境の調整

- **座席の配置を工夫**（集中しやすい位置、刺激を減らす）
- **視覚的スケジュールの活用**（ホワイトボード、絵カードで見通しを持たせる）
- **音・光の調整**（照明の明るさ調整、イヤーマフの用意）

3. 支援方法の工夫（人的・ルールの配慮）

(1) コミュニケーションの配慮

- 言葉だけでなく、絵カード・ジェスチャー・視覚支援を活用
- 短く、わかりやすい言葉で伝える
- 指示は具体的に（例：「片付けて」→「ブロックを箱に入れよう」）

(2) 行動・感情のサポート

- 急な予定変更は事前に予告し、不安を軽減する
- 不安やストレスが高まった時のために、クールダウン方法を事前に確認（例：お気に入りのぬいぐるみ、別室で休む）
- 感情表現をサポート（例：「気持ちボード」で今の気持ちを表現）

(3) 活動への参加方法の工夫

- 難易度を調整し、成功体験を積めるよう配慮
- みんなと同じ行動が難しい場合は、代替案を用意（例：発表が苦手→絵や文字で伝え）

る)

- 選択肢を増やす（例：「これをやろう」ではなく、「AとBどちらにする？」）

4. 配慮が必要な具体的な場面

(1) 送迎時の配慮

- 児童ごとの送迎スケジュールを明確化し、保護者と連携
- 乗降時の安全確認を徹底し、職員が付き添う
- 体調や気分の変化に対応できるよう、送迎中の児童の様子を観察

(2) 食事・おやつの配慮

- 食感や味に敏感な児童には代替食や食べ方の工夫を提供
- 食べるのが遅い児童には時間を確保し、プレッシャーをかけない
- アレルギーのある児童には食材を徹底管理

(3) トイレ・着替えの配慮

- **視覚支援（トイレの流れを絵で説明）**を活用し、自立を促す
- プライバシーを尊重しながら適切なサポートを行う
- 排泄のタイミングを伝えられない児童には、定期的に声かけ

(4) 遊び・自由時間の配慮

- 一人遊びが好きな児童には、無理に集団遊びを強制しない
- ルールが理解しにくい場合は、遊びの流れを絵や動画で説明
- 刺激に敏感な児童には、静かな遊びスペースを提供

5. 緊急時の対応

(1) 体調不良・ケガの対応

- 体調不良時は速やかに保護者に連絡し、必要に応じて医療機関へ
- 軽いケガでも、経過を観察し、状況を記録・報告

(2) パニック・かんしゃく時の対応

- 安心できる環境に誘導（別室へ移動、好きなアイテムを渡す）
- 強制せず、児童が落ち着くまで見守りながら対応
- 事前に「落ち着く方法」を決めておき、個別対応を徹底

6. 保護者・関係者との連携

- 児童の支援について、保護者と定期的に情報交換を行う
- 専門家（心理士・療育スタッフ・医療機関）と連携し、より適切な支援を検討

- 児童の成長や変化に応じて、支援方法を柔軟に見直し

7. 職員研修と継続的な改善

- 合理的配慮に関する研修を定期的実施し、職員の理解を深める
- 現場での成功事例を共有し、支援の質を向上
- 保護者や児童の声を反映し、環境や支援方法を定期的に見直す

障がい児通所支援事業所における
合理的配慮（障がい者差別解消法）
令和6年8月作成

障がい児通所 はぐくみ

TEL. 06-6180-9995 / FAX. 06-6180-9996
〒538-0054 大阪市鶴見区緑 1-7-28 菊千マンション 1階